

7 輸国第3177号

関税割当公表第TRQ-23号

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく令和8年度のバター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー及び加糖れん乳の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日EU協定」という。）に基づく割当の対象となるバター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー及び加糖れん乳の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和7年11月28日

農林水産省

記

#### 第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品（0402.10-129、0402.10-212、0402.10-229、0402.21-212、0402.21-229、0402.29-291、0402.21-131、0402.21-141、0402.29-119、0402.29-129、0403.90-113、0403.90-123、0403.90-133、0402.99-129、0402.99-290、0405.10-129、0405.10-229、0405.20-090、0405.90-190、0405.90-229）

バター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー及び加糖れん乳（日EU協定 附属書2－A 第3編 第B節24のTRQ-23のバター、脱脂粉乳、粉乳、

バターミルクパウダー及び加糖れん乳であつて、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第0402. 10号から第0402. 29号までに掲げる物品（関税割当制度に関する政令別表第0402. 10号、第0402. 21号及び第0402. 29号の項で定める数量以内のもの、同表第0402. 10号及び第0402. 21号の項で定める数量以内のもの並びに飼料用のものを除く。）、同表第0402. 99号の1の（2）及び2に掲げる物品、同表第0403. 90号の1に掲げる物品（バターミルクパウダーその他の固形状の物品に限る。）並びに同表第04. 05項に掲げる物品（同令別表第0405. 10号及び第0405. 90号の項で定める数量以内のもの以外のものに限る。）のうち、独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第17条第1項（指定乳製品等の輸入）に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの以外のもの。

2 合計割当数量 全乳換算数量15,000 t

3 通関期限 令和9年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

農林水産省畜産局牛乳乳製品課

（連絡先）kanwari\_milk\_epa@maff.go.jp

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書等の提出期間

1 提出期間

（1）第1回割当て

令和7年12月9日（火）から令和8年1月13日（火）まで

（2）第2回割当て

令和8年7月1日（水）から同年7月7日（火）まで

（3）第3回割当て

令和8年9月1日（火）から令和9年3月12日（金）まで随時

（2）の割当てについては、それ以前に実施された割当てにおいて割り当

てられなかった数量（残数量）と令和8年6月9日（火）までに返還された数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が12.34t以上（全乳換算数量）以上ある場合に限り、関税割当申請書等の提出を受けて、申請順に審査し割当てを行うこととする。

（3）の割当てについては、割当可能数量の有無にかかわらず、関税割当申請書等を受け付け、割当可能数量が12.34t（全乳換算数量）以上ある場合に限り、申請順に審査し割当てを行うこととする。

なお、（2）の割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、令和8年6月23日（火）の午後2時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）において公表する。（3）の割当可能数量は、令和8年8月25日（火）の午後2時以降隨時※当省ウェブサイトにおいて公表する。

※ 8月25日は割当可能数量が無い場合もその旨公表する。以降は、割当可能数量が12.34t（全乳換算数量）以上ある場合に限り公表する。

## 第5 関税割当申請者の資格

次の全ての要件を満たす者

- 1 割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であることについて、法人においては登記事項証明書の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において確認可能な記載のあるものを提出できる者
- 2 令和2年度から令和6年度の5か年度の毎年度において、以下の(1)から(4)の申請品目に応じ、それぞれに対応する物品の使用、販売実績を有する者
  - (1) バター、その他の油脂又はデイリースプレッドを申請する者 輸入バター
  - (2) 脱脂粉乳を申請する者 脱脂粉乳
  - (3) 粉乳又はバターミルクパウダーを申請する者 粉乳又はバターミルク

## パウダー

(4) 加糖れん乳を申請する者 加糖れん乳

3 令和7年度にTRQ-23の割当てを受けた者が第4の1(2)及び(3)の割当てを申請する場合にあっては、令和7年度の消化率が7割以上である者

4 令和7年度又は令和8年度において、第13の規定に基づく効力及び交付停止措置がとられた違反等事項該当者に当たらない者

## 第6 関税割当申請書等の提出方法及び留意点

1 第4の1の(1)の割当て

原則として、農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし申請（以下「電子申請」という。）することにより行う。

申請ページは申請期間開始日に公開される。

2 第4の1の(2)及び(3)の割当て

電子申請のみで行うことができる。

申請ページは、第4の1の(2)の割当ては令和8年6月24日（水）、第4の1の(3)の割当ては令和8年8月26日（水）にそれぞれ公開される。

なお、第4の1の(1)及び(2)の割当ては各提出期間終了までは、審査は行われないので、申請結果に関する問い合わせは受け付けない。

## 第7 提出書類等

1 申請時に提出する書類

(1) 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、電子申請による申請の場合は不要。

(2) 輸入商品及び輸入・使用等の実績・計画一覧表（別記様式1-1）

ただし、電子申請による申請の場合は、添付を必要としない。

(3) 関税割当てに関する誓約書（別記様式1-2）

ただし、電子申請による申請の場合は、添付を必要としない。

(4) 輸入商品説明書（別記様式1-3）

ただし、電子申請による申請の場合は、添付を必要としない。

(5) 関税割当てに係る事業内容確認書（別記様式2-1）（別記様式2-2）

(6) 関税割当てに係る商流説明書（別記様式3）

割当てを受けた者が申請時の商流説明書と異なる商流により輸入、使用又は販売しようとするときは、新たな商流に関する商流説明書を受付担当課に提出し、承認を受けなければならない。

(7) 法人の場合は、登記事項証明書（写し）（個人事業者の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署長の受付印があるので個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

ただし、以前に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において、内容に変更のない場合は添付を必要としない。

2 申請時に提出の必要はないが必ず備えておくべき書類

(1) 割当対象物品を特定の販売先に販売する者

ア 輸入許可通知書

イ 輸出元との売買契約書。自ら輸出元と売買契約を行わない場合は、輸入を依頼した商社等との売買契約書

ウ 販売先との売買契約書

エ 販売先の使用目的を記載した販売先一覧表（様式任意）

(2) 割当対象物品を店舗、ECサイト等において不特定の販売先に販売する者

ア 輸入許可通知書

イ 輸出元との売買契約書。自ら輸出元と売買契約を行わない場合は、輸入を依頼した商社等との売買契約書

ウ 販売店舗・ECサイトの一覧表（様式任意）及び販売の様子がわかる資料（店舗名が写っている外観の写真、ウェブページの印刷等）

(3) 割当対象物品を他者に販売せず自ら使用する者

ア 輸入許可通知書

イ 輸出元との売買契約書。自ら輸出元と売買契約を行わない場合は、輸入を依頼した商社等との売買契約書

ウ 食品等の製造製品等一覧表（様式任意）

2の書類については関税割当てを受けた年度を含め5年間保存するものと

する。

## 第8 申請数量及び割当基準

次の1から3において、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書等を提出した場合は、重複の事実が確認された全ての関税割当申請を無効とする。

### 1 第4の1の(1)の割当て

1 申請者当たりの申請数量は、第5の2の(1)から(4)の申請品目ごとに定めることとし、合計で310 t（全乳換算数量）を上限とする。

それぞれの申請品目についての申請数量は、第5の2の(1)から(4)に規定するそれぞれに対応する物品（「輸入バター」、「脱脂粉乳」、「粉乳又はバターミルクパウダー」、「加糖れん乳」）の令和2年度から令和6年度までの年間使用（販売）実績数量の最低値又は令和8年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない数量を全乳換算した数量とする。

各申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。

#### (1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

#### (2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から審査の上割り当てる。（合計割当数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量に満たない場合は、当該次点申請者に合計割当数量の残数量を割り当てる。）

なお、抽選の実施については、令和8年1月19日（月）午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

### 2 第4の1の(2)の割当て

1 申請者当たりの申請数量は、第5の2の(1)から(4)の申請品目ごとに定めることとする。

それぞれの申請品目についての申請数量は、第5の2の(1)から(4)に規定するそれぞれに対応する物品（「輸入バター」、「脱脂粉乳」、「粉乳又

はバターミルクパウダー」、「加糖れん乳」) の令和 2 年度から令和 6 年度までの年間使用(販売) 実績数量の最低値<sup>(※)</sup> 又は令和 8 年度の使用(販売) 計画数量のいずれか少ない数量を全乳換算した数量とする。

※ 第 4 の 1 の(1) の割当てにおいて割り当てを受けた数量は、当該最低値から差し引くものとする。

各申請者に対しては、申請順に審査の上割り当てる(割当可能数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量に満たない場合は、当該次点申請者に割当可能数量の残数量を割り当てる。)。

### 3 第 4 の 1 の (3) の割当て

1 申請者当たりの申請数量は、第 5 の 2 の(1) から(4) の申請品目ごとに定めることとする。

それぞれの申請品目についての申請数量は、第 5 の 2 の(1) から(4) に規定するそれぞれに対応する物品(「輸入バター」、「脱脂粉乳」、「粉乳又はバターミルクパウダー」、「加糖れん乳」) の令和 2 年度から令和 6 年度までの年間使用(販売) 実績数量の最低値<sup>(※)</sup> 又は令和 8 年度の使用(販売) 計画数量のいずれか少ない数量を全乳換算した数量とする。

※ 第 4 の 1 の(1) 及び(2) の割当てにおいて割り当てを受けた数量は、当該最低値から差し引くものとする。

各申請者に対しては、割当可能数量が 12.34 t(全乳換算数量) 以上ある場合に限り、申請順に審査の上割り当てる。

4 1、2 及び 3 の申請について、令和 6 年度に割当てを受けた者のうち、同年度に当初割当てを受けた割当対象物品の割当数量(複数回割り当てを受けた場合はその合計割当数量) と関税割当証明書によって確認された同年度の通関数量(複数回割り当てを受けた場合はその合計通関数量) から算出される消化率が 9 割未満の者の令和 8 年度における申請可能な数量<sup>(※)</sup> の合計は、原則として令和 6 年度の消化率の算出に用いた通関数量を限度とする。なお、算出された数量のうち 1 kg に満たない端数は、これを切り捨てる。ただし、令和 6 年 11 月 19 日(火) までに返還された割当数量は、

消化率計算において、同年度に割当てを受けた数量に含めないものとする。

(※) 令和8年度の割当てにおいて抽選により削減され又は外れた場合、  
その削減され又は外れた数量は含めない。

## 第9 関税割当証明書の交付及び割当結果の通知

### 1 第4の1の(1)の割当て

関税割当証明書を令和8年4月1日付で発給する。

ただし、令和7年度に割当てを受けた者のうち、有効期間が満了した関税割当証明書を未返納の者に対しては、未返納の関税割当証明書が全て返納されるまで新たな関税割当証明書を交付しない。

割当結果は、割当期間の開始の4週間前までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、当該年度の4月1日（行政機関の休日の場合はその直前の開庁日）までに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

### 2 第4の1の(2)の割当て

関税割当証明書を、原則として提出期間の最終日の翌日から起算して15日（行政機関の休日は算入しない。）以内に発給するものとする。

割当結果は、関税割当証明書の発給の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

### 3 第4の1の(3)の割当て

関税割当証明書を割当順に隨時発給する。

### 4 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1から3に規定する発給の日（第4の1(1)の割当てについては4月1日）以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法により行う。

## 第10 公表

### 1 次に掲げる事項を当省ウェブサイトにおいて定期的に公表する。

#### (1) 割り当てた数量

- (2) 返還された数量
  - (3) 消化（割当）率（第1の2に掲げる合計割当数量に対する割り当てた数量）
  - (4) 再割当てに供する数量（割当可能数量）
  - (5) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所
- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報は「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関する業務以外には使用しない。

ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

## 第11 報告

割当てを受けた者は、関税割当に関する法令若しくは本公表の定めに違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当に関するものに限る。）をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

## 第12 関税割当証明書の返納

1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納に当たっては、受付担当課に直接持込みによるほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

- (1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。
- (2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。
- (3) 割当数量を全て消化したとき。
- (4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。
- (5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに対応する書類を受付担当課に提出するものとする。

- (1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に関税割当証明書(裏面)の残存数量(以下「残存数量」という。)について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返納する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合 「関税割当数量の返還について」(別記様式4)
- (2) 1の(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合 「関税割当申請書」及び「再交付申請理由書」(経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について(平成17年4月1日付け16国際第1297号。以下「記載要領」という。)様式第1)

3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)の申告添付登録(MSX)を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了手続きを行い、税関から交付された関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

### 第13 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて関税割当を受けた者が次の1から3までのいずれかの事項(以下「違反等事項」という。)に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者(以下「違反等事項該当者」という。)に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なもの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない(以下「効力及び交付停止措置」という。)こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類（報告書その他の関税割当てに関するものに限る。））をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

#### 第14 その他

- 1 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、記載要領によるものとする。
- 2 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 3 関税割当証明書とともに交付された輸入商品説明書は、輸入申告時に関税割当証明書に添付し、税関に提出すること。なお、やむを得ない理由により当該輸入商品説明書と異なる物品を輸入しようとするときは、関税割当証明書の再交付を要するものとし、関税割当申請書、再交付理由書（記載要領様式第1）に、関税割当証明書の原本、承認済みの輸入商品説明書の原本及び変更後の輸入商品説明書を添えて、受付担当課に提出し、再交付を受けなければなければならない。
- 4 令和8年度に割当てを受けた者が令和9年度のTRQ-23の関税割当公表に定める第1回割当てを申請する場合の関税割当申請書等の提出方法は、電子申請のみとする。
- 5 令和8年度に割当てを受けた者のうち、同年度に割当てを受けた全ての割当対象物品の関税割当証明書によって確認された通関数量の合計から算

出される消化率<sup>(注)</sup>が7割未満の者は、令和9年度のTRQ-23の関税割当公表に定める第2回割当て以降、令和11年度末まで、TRQ-23の関税割当ての申請を受け付けない。ただし、令和12年度のTRQ-23の関税割当ての申請を除く。

6 令和8年度に割当てを受け、以下に定める計算から算出される消化率<sup>(注)</sup>が7割以上9割5分未満の者は、令和10年度のTRQ-23の関税割当公表に定める第1回割当ての申請を受け付けない。

(注) 消化率 = 
$$\frac{\text{令和8年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された通関数量の合計}}{\text{令和8年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計}}$$

7 5及び6における消化率の計算においては、以下の割当数量を割当てを受けた数量に含めないものとする。

(1) 第4の1の(1)の割当て

令和8年6月9日(火)までに返還された割当数量

(2) 第4の1の(2)の割当て

令和8年8月7日(金)までに返還された割当数量

8 割当て申請の審査に当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

9 割当てを受けた物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、求めに応じて第7の2の書類及び関連する書類を提出した上で、当該調査に協力しなければならない。当該調査に協力しないことは、違反等事項の2に該当する。

10 抽選における当選確率を高めることを目的とした関連会社(グループ企業、取引先企業等をいう。以下同じ。)を使った申請を行ってはならない。例えば、「関税割当品目の使用、販売若しくは輸入に自ら関与する意思のない法人又は個人事業者(以下「法人等」という。)に対し依頼することにより関税割当申請を行わせ、当該法人等が関税割当証明書の交付を受けた場合に、割当対象物品の輸入・販売に係る業務を取り仕切る行為」は抽選における当選確率を高めることを目的とした関連会社を使った申請に該当する。

11 抽選における当選確率を高めることを目的とした関税割当申請を行っている事実を確認した場合には、以下の対応を行う。

(1) 割当前に当該事実を確認した場合

当該事実を確認したすべての関税割当申請を無効とするとともに、当該事実を確認された者に対し、当該年度及び翌年度において関税割当証明書の交付を行わない。

(2) 割当後に当該事実を確認した場合

当該事実を確認された者のうち割当てを受けていた者は、第13に規定する違反事項等該当者として扱う。当該事実を確認された者のうち割当てを受けていない者に対しては、当該事実を確認した日から当該事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、関税割当証明書の交付を行わない。

(3) 抽選における当選確率を高めることを目的とした関税割当申請を行うことを依頼した者についても(1)及び(2)と同様の対応とする。

12 本公表による割当ては全乳換算数量により行い、全乳換算数量を算出するための換算係数は、日EU協定附属書2-A第3編第B節24のTRQ-23の内容に従う。

関税分類番号	換算係数	関税分類番号	換算係数
040210.129	6.48	040299.129	6.69
040210.212	6.48	040299.290	3.65
040210.229	6.48	040390.113	6.48
040221.131	8.9	040390.123	8.57
040221.141	13.43	040390.133	13.43
040221.212	6.84	040510.129	12.34
040221.229	6.84	040510.229	15.05
040229.119	8.9	040520.090	12.34
040229.129	13.43	040590.190	12.34
040229.291	6.84	040590.229	15.05

13 本公表に定める各種手続（農林水産省における事務手続を含む。）について

ては、甚大な災害により被災するなどの非常事態の発生により変更が生じる場合がある。この場合の周知は、可能な限り農林水産省ウェブサイトに掲載することにより行うものとする。